

別紙2

労 審 発 第 5 3 5 号  
平成 2 1 年 3 月 1 1 日

厚生労働大臣  
舩添 要一 殿

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫

平成 2 1 年 3 月 1 1 日付け厚生労働省発基労第 0 3 1 1 0 0 1 号をもって諮問のあった「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成21年3月11日

労働政策審議会  
会長 菅野 和夫 殿

労働条件分科会  
分科会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成21年3月11日付け厚生労働省発基労第0311001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成21年3月11日

労働条件分科会  
分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会  
部会長 平野 敏右

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成21年3月11日付け厚生労働省発基労第0311001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は、妥当と認める。